

工事成績採点の考查項目別運用表(土木)

赤書き:改定
青書き:削除

(監督員)

[入力方法]該当する項目「・」の「○、×」を選択する。該当しない場合は「_」を選択する。(※施工プロ)とは、「施工プロセスのチェックリスト」でチェックされた項目である。

考査項目	細別	a	b	c	d	e
1.施工体制	I.施工体制一般	施工体制が適切である	施工体制がほぼ適切である	他の事項に該当しない	施工体制がやや不備である	施工体制が不備である
		<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作業分担と責任の範囲が施工体制台帳・施工体系図(下請契約の全てを記載)もしくは施工計画書で確認できる。(※施工プロ) ・ コリンズ(CORINS)への登録申請(請負金額500万円以上)は、監督員の確認を受けた上で契約締結後等の10日以内に行われている。(※施工プロ) ・ 「建退共制度適用事業主工事現場」の標識を現場に提示すると共に、証紙購入が適切に行われ、配布が受払簿等により把握されている。(※施工プロ) ・ 施工体制台帳・施工体系図(下請契約の全てを記載)が整備され、施工体系図が現場に掲げられ、現場と一致している。(※施工プロ) ・ 「建設業の許可票」及び「労災保険関係成立票」の標識が公衆の見やすい場所に掲示している。(※施工プロ) ・ 「建設業の許可票」の標識が公衆の見やすい場所に掲示している。(※施工プロ) ・ 法定外の労災保険に加入し、その証券又はそれに代わるもの写しを監督員に提出した。また、契約期間が工期を満たしている。(※施工プロ) ・ 「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。 ・ その他 		<p>●評価方法</p> <p>①当該「評価対象項目」のうち、評価の対象としない項目は削除する。</p> <p>②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③評価するもの…○ 評価できないもの…×</p> <p>④評価値 ()% = 評価項目数() / 評価対象項目数()</p>	<p>施工体制が不備であり、監督員から文書により改善指示を行った。</p> <p>上記該当であれば……e</p>	
		<p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上…………… a</p> <p>評価値が80%以上～90%未満…………… b</p> <p>評価値が60%以上～80%未満…………… c</p> <p>評価値が60%未満…………… d</p> <p>※評価対象項目が2項目以下の場合は「c」評価とする。</p>		<p>●評価方法</p> <p>①当該「評価対象項目」のうち、評価の対象としない項目は削除する。</p> <p>②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③評価するもの…○ 評価できないもの…×</p> <p>④評価値 ()% = 評価項目数() / 評価対象項目数()</p>		評価
	II.配置技術者 (現場代理人等)	a	b	c	d	e
		技術者が適切に配置されている	技術者がほぼ適切に配置されている	他の事項に該当しない	技術者の配置がやや不備である	技術者の配置が不備である
		<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現場代理人として常駐し(兼任は常駐免除)、工事全体の把握ができている。(※施工プロ) ・ 現場代理人として、監督員との連絡調整については「連絡」を除き書面で行っている。(※施工プロ) ・ 現場代理人は、「受注者の現場代理人への委任事項」について適切に処理をしている。(約款第11条第2項)(※施工プロ) ・ 作業主任者を選任し配置している。(※施工プロ) ・ 主任(監理)技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。(施工プロ) ・ 契約書、設計図書、指針等を良く理解し、現場に反映して工事を行っている。 ・ 設計図書の照査が十分で現場との相違があった場合は適切に対応している。 ・ 異常時、緊急時の対応・情報伝達・組織等が確立され、その図表を現場の見やすい場所に掲示している。 ・ 工事書類の簡素化の趣旨に則り、工事書類を適切に作成し提出又は提示している。 ・ 下請負人指導責任者を選任し、下請負人の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。(※施工プロ) ・ 港湾工事等において潜水作業従事者を適正人員配置している。(※施工プロ) ・ 港湾工事等において海上起重作業船団長を配置している。(※施工プロ) ・ 「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。 ・ その他 		<p>●評価方法</p> <p>①当該「評価対象項目」のうち、評価の対象としない項目は削除する。</p> <p>②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③評価するもの…○ 評価できないもの…×</p> <p>④評価値 ()% = 評価項目数() / 評価対象項目数()</p>	<p>現場代理人等の技術者配置が不備で、監督員から文書により改善指示を行った。</p> <p>専門技術者が配置されていない。</p> <p>1項目であれば… d</p> <p>2項目該当 …… e</p> <p>* 安全管理が適切でなく、事故を発生させた場合は、「a」評価はしない。(安全管理が適切であったかどうかは、事故報告を受けた検査員が判定する。)</p>	
		<p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上…………… a</p> <p>評価値が80%以上～90%未満…………… b</p> <p>評価値が60%以上～80%未満…………… c</p> <p>評価値が60%未満…………… d</p> <p>※評価対象項目が2項目以下の場合は「c」評価とする。</p>		<p>●評価方法</p> <p>①当該「評価対象項目」のうち、評価の対象としない項目は削除する。</p> <p>②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③評価するもの…○ 評価できないもの…×</p> <p>④評価値 ()% = 評価項目数() / 評価対象項目数()</p>		評価

別紙-1②（施工状況… I 施工管理・II 工程管理）

[入力方法]該当する項目「○、×」を選択する。該当しない場合は「_」を選択する。（※施工プロ）とは、「施工プロセスのチェックリスト」でチェックされた項目である。

(監督員)

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2.施工状況	I.施工管理	施工管理が適切である	施工管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	工程管理がやや不備である	工程管理が不備である
		<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 約款第19条第1項(1)から(5)に基づく設計図書の照査を行わい、施工がなされている。（※施工プロ） 施工計画書と現場施工方法・現場施工体制等が一致している。（※施工プロ） 施工計画書の内容が設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。（※施工プロ） 日常の出来形管理が、施工計画書等に基づき、適時、的確に行われている。（※施工プロ） 日常の品質管理が、施工計画書等に基づき、適時、的確に行われている。（※施工プロ） 工事提出書類と提示書類がきちんと区別され、提出書類が簡潔で必要以上に作成されていない。（※施工プロ） 現場内での整理整頓が日常的ななされている。 工事材料等の品質保証等が適切に整理されている。（※施工プロ） 工事材料を品質に影響ないように保管している。（※施工プロ） 立会確認の手続きが事前になされ、段階確認については書面で確認できる。（※施工プロ） 建設廃棄物及びリサイクルへの取り組みが適切になされている。（※施工プロ） 工事全体で、使用機械・車両等で低騒音、低振動、排出ガス対策機械を使用している。（※施工プロ） 「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。 その他 	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書と適合しない箇所があり、文書により改善請求を行った。 施工計画書が工事施工前に提出されていない。 定められた工事材料の検査義務を怠り破壊検査を行った。 契約図書に基づく施工上の義務につき、監督員から文書により改善指示を行った。 	<p>1項目であれば… d</p> <p>2項目該当 …… e</p>		
		<p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上…………… a</p> <p>評価値が80%以上～90%未満…………… b</p> <p>評価値が60%以上～80%未満…………… c</p> <p>評価値が60%未満…………… d</p> <p>※評価対象項目が2項目以下の場合は「c」評価とする。</p>	<p>●評価方法</p> <p>①当該「評価対象項目」のうち、評価の対象としない項目は削除する。</p> <p>②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③評価するもの…○ 評価できないもの…×</p> <p>④評価値 ([] %) = 該当項目数 ([]) / 評価対象項目数 ([])</p>	<p>評価</p>		
	II.工程管理	a	b	c	d	e
		工程管理が適切である	工程管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	工程管理がやや不備である	工程管理が不備である
		<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。（※施工プロ） 現場条件や設計内容の変更への対応が積極的で処理が早く、また地元調整を積極的に進行し円滑な工事進捗を行った。（※施工プロ） 時間制限や片側交互通行等の各種制約条件への対応が適切であり、大きな工程の遅れがない。 工事の進捗を早めるための取り組み(材料、工法、作業工程などの見直し)を行っている。 施工計画書に定めた休日予定のとおり基づき休日の確保を行うとともに、計画以外の時間外作業がほとんど無い。 「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。 その他 	<ul style="list-style-type: none"> 受注者の責により工期内に工事を完成させなかった。(ただし、改善指示による場合を除く) 	<p>上記該当あれば…… e</p>		
		<p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上…………… a</p> <p>評価値が80%以上～90%未満…………… b</p> <p>評価値が60%以上～80%未満…………… c</p> <p>評価値が60%未満…………… d</p> <p>※評価対象項目が2項目以下の場合は「c」評価とする。</p>	<p>●評価方法</p> <p>①当該「評価対象項目」のうち、評価の対象としない項目は削除する。</p> <p>②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③評価するもの…○ 評価できないもの…×</p> <p>④評価値 ([] %) = 該当項目数 ([]) / 評価対象項目数 ([])</p>	<p>評価</p>		

別紙-1③（施工状況・III安全対策・IV対外関係）

[入力方法]該当する項目「○、×」を選択する。該当しない場合は「_」を選択する。（※施工プロ）とは、「施工プロセスのチェックリスト」でチェックされた項目である。

(監督員)

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2.施工状況	III.安全対策	安全対策を適切に行つた	安全対策をほぼ適切に行つた	他の事項に該当しない	安全対策がやや不備であった	安全対策が不備であった
	●評価対象項目	<ul style="list-style-type: none"> 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映され、記録が整備されている。（※施工プロ） 安全教育・訓練等を月当たり半日以上適時、的確に実施し記録が整備されている。（※施工プロ） 安全パトロール巡視、安全ミーティング(KY等)等を実施し記録が整備されている。（※施工プロ） 店社パトロールを1回／月以上適宜実施し、記録が整備されている。（※施工プロ） 災害防止(工事安全)協議会等を設置し、1回／月以上活動し記録が整備されている。（※施工プロ） 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告している。（※施工プロ） 使用機械(港湾工事の場合は使用船舶)、車両等の点検整備等がなされ管理されている。（※施工プロ） 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。（※施工プロ） 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止措置が実施されている。（※施工プロ） 仮設工(山留め・仮締切・足場・支保工等)の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。（※施工プロ） 工事現場内・資機材置場・危険物置場の整理整頓がなされている。（※施工プロ） 「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。 その他 				
	●判断基準	評価値が90%以上…………… a	評価値が80%以上～90%未満…………… b	評価値が60%以上～80%未満…………… c	評価値が60%未満…………… d	評価値が2項目以下の場合は「c」評価とする。
	●評価方法	<p>①当該「評価対象項目」のうち、評価の対象としない項目は削除する。</p> <p>②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③評価するもの…○ 評価できないもの…×</p> <p>④評価値 ([] %) = 評価項目数 ([]) / 評価対象項目数 ([])</p>				
	IV.対外関係	a	b	c	d	e
	●評価対象項目	対外関係が適切であった	対外関係がほぼ適切であった	他の事項に該当しない	対外関係がやや不備であった	対外関係が不備であった
	●判断基準	評価値が90%以上…………… a	評価値が80%以上～90%未満…………… b	評価値が60%以上～80%未満…………… c	評価値が60%未満…………… d	評価値が2項目以下の場合は「c」評価とする。
	●評価方法	<p>①当該「評価対象項目」のうち、評価の対象としない項目は削除する。</p> <p>②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③評価するもの…○ 評価できないもの…×</p> <p>④評価値 ([] %) = 評価項目数 ([]) / 評価対象項目数 ([])</p>				

別紙-1④（出来形及び出来ばえ… I 出来形・II品質）

[入力方法]該当する項目「・」の「○、×」を選択する。該当しない場合は「_」を選択する。

(監督員)

考査項目	細別	a	b	c	d	e	
3.出来形及び出来ばえ	I.出来形	<ul style="list-style-type: none"> 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、バラツキばらつきが規格値の概ね50%以内であり下記の2項目が全て該当する。 ※バラツキばらつきの判断は別紙-4参照 	<ul style="list-style-type: none"> 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、バラツキばらつきが規格値の概ね80%以内であり下記の2項目が全て該当する。 ※バラツキばらつきの判断は別紙-4参照 	<ul style="list-style-type: none"> 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、「a」及び「b」に該当しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあり、バラツキばらつきが大きい。 		
		<p>バラツキばらつきの評価は、検査員と調整すること。</p>					
		<p>●評価方法</p> <ol style="list-style-type: none"> ①出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ②出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状・寸法である。 ③出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」等の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督員と協議の上で出来形管理を行うものである。 ④出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。 		<p>上記項目に該当があれば…d</p> <p>上記項目に該当があれば…e</p>		評価	
	II.品質	<ul style="list-style-type: none"> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、バラツキばらつきが規格値の概ね50%以内であり下記項目が該当する。 ※バラツキばらつきの判断は別紙-4参照 	<ul style="list-style-type: none"> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、バラツキばらつきが規格値の概ね80%以内であり下記項目が該当する。 ※バラツキばらつきの判断は別紙-4参照 	<ul style="list-style-type: none"> 品質関係の試験結果が試験基準を満足し、「a」、「b」に該当しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、バラツキばらつきが大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。 	
		<p>バラツキばらつきの評価は、検査員と調整すること。</p>		<p>●評価方法</p> <ol style="list-style-type: none"> ①品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ②品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 ③品質管理とは、「土木工事施工管理基準」等の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。 なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督員と協議の上で品質管理を行うものである。 ④品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。 		評価	

別紙-1⑤（創意工夫… I 創意工夫）

[入力方法]「創意工夫キーワード一覧表」の該当する項目「・」の「○、×」を選択する。該当しない場合は「_」を選択する。

(監督員)

考查項目	細別	創意工夫キーワード一覧表(創意工夫が多く見られるリスト)	評価内容の具体例の記述
5. 創意工夫	I 創意工夫	<ul style="list-style-type: none"> • ICT活用試行対象工事である。 (ICT活用試行対象工事はICT活用の実施の有無にかかわらず「○」を、ICT活用試行対象外工事は「×」を選択。) 【施工】 <ul style="list-style-type: none"> • 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 • コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 • 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 • 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 • 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 • 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 • 照明などの視界の確保に関する工夫。 • 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 • 運搬車両、施工機械等に関する工夫。 • 支保工、型枠工、足場工、仮桟橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 • 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 • 施工計画書の作成、写真的管理等に関する工夫。 • 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 • 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。 【新技術活用】 <ul style="list-style-type: none"> • NETISやMade in 新潟新技術普及制度等、国や地方自治体の新技術制度に登録された新技術を受注者からの提案により活用した。 • NETISやMade in 新潟新技術普及制度等、国や地方自治体の新技術制度に登録された新技術を受注者からの提案により活用した。 <p>(*本項目は、1つの新技術の活用につき2点の加点とし、最大4点の加点評価とする。)</p> 【品質】 <ul style="list-style-type: none"> • 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。 • コンクリートの材料、打込、養生に関する工夫。 • 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 • 配筋、溶接作業等に関する工夫。 【安全衛生】 <ul style="list-style-type: none"> • 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) • 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。 • 現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。 • 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 • 供用中の道路等の事故防止、一般車両突入時の被害軽減対策、及び一般交通の安全確保に関する工夫。 • 作業環境が厳しい現場での環境改善等に関する工夫。 • ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫。 【その他】 <ul style="list-style-type: none"> • 「週休2日取得モデル工事」を実施し、技術者が週休2日（4週8休相当）を達成。（*本項目は3点の加点とする。）週休2日適用工事（現場閉所又は交替制）において、月単位の週休2日を達成している。（*本項目は1点の加点とする。） • 女性技術者又は若手技術者（契約時点で40歳以下）を現場代理人や主任技術者に配置し、工期の1/2以上従事した。（元請のみ） • （ ） 【ICT活用】 <ul style="list-style-type: none"> • ICT（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事。（簡易型ICTも可とするICT活用による施工またはICT建機による施工） 	
<p>●評価方法</p> <p>①特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。評価に当たって、その効果を確認する。</p> <p>②ICT活用試行対象工事については、【施工】【新技術活用】【品質】【安全衛生】【その他】の合計で最大5点までの加点評価とし、【ICT活用】項目が評価された場合（2点）のみ最大7点の加点評価ができる。</p> <p>ICT活用試行対象工事以外については、【施工】【新技術活用】【品質】【安全衛生】【その他】の合計で最大7点の加点評価ができる。</p> <p>③上記の考查項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的な内容を記載して加点する。なお、担当係長等が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。</p>			

評点

工事成績採点の考查項目別運用表(土木)

(担当係長等)

[入力方法]該当する項目「・」の「○、×」を選択する。該当しない場合は「_」を選択する。

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	II. 工程管理	工程管理が非常に優れている	工程管理がやや優れている	他の事項に該当しない	工程管理がやや不備である	工程管理が不備である
		<p>●評価対象項目</p> <p><input type="checkbox"/> 当該工事において、施工条件の変更等により工期的な制約がある中で余裕をもって工期内に工事を完成させた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工期の1割以上の余裕をもって完了させた。 ・ 雪・波浪等の気象条件を考慮し、しゅん工完成検査を前提とした臨時検査中間技術検査等が、適切で、かつ現場確認が可能なように工程に配慮がある。 ・ 社会的な要請により竣工時期が限定されるものについて、発注者の意向に沿った工程で完成がなされた。 ・ 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。 <p><input type="checkbox"/> 隣接する他の工事等との積極的な工程調整を行いトラブルを回避した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調整区間2つ以上、調整回数2回以上。(運搬路の利用調整など) ・ 工事調整が工程短縮の要因となった。(調整機関・回数が1回) <p><input type="checkbox"/> 地元調整を積極的に行い、トラブルなく工期内に工事を完成させた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路利用、交通規制や工事の騒音などで地元調整を2回以上行った。 <p><input type="checkbox"/> 代休等を確保するなど、適切な人員管理と工程管理が地域住民に好印象を与えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の行事、作業等に関連し、代休等を行って、地域からの苦情がなかった。 <p><input type="checkbox"/> 配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工程に空き、無駄がなかった。 ・ 資材搬入の時期と使用時期にずれがなかった。 ・ 現場代理人の指示が、作業員に正確に伝わっている。 ・ 施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行うことに加え、他の模範となるような取組を実施した。 <p><input type="checkbox"/> 「施工プロセス」チェックのうち、工程管理について指摘事項がない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「施工プロセス」チェックによる指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。 <p><input type="checkbox"/> その他</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主的な工程管理がなされず、監督員と協議の上で、改善指示の文書を出した場合 <p>上記該当であれば…d</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受注者の責により工期内に工事が完成しなかった場合 <p>上記該当であれば…e</p>
					<p>●判断基準</p> <p>評価項目の該当4項目以上…………… a</p> <p>評価項目の該当2項目以上…………… b</p> <p>その他(該当項目がなくとも、工期内に工事を完成)… c</p>	
					該当項目数	評価
					0	c
	III. 安全対策	a	b	c	d	e
		安全対策が非常に優れている	安全対策がやや優れている	他の事項に該当しない	安全対策がやや不備である	安全対策が不備である
		<p>●評価対象項目</p> <p><input type="checkbox"/> 建設労働災害、公衆災害の防止への努力が認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該工事における建設労働災害、公衆災害の危険性を承知している。 ・ 災害に対する防止対策が十分である。 <p><input type="checkbox"/> 安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会社全体で組織的に取り組んでいて、現場との連携がとれている。 ・ 現場に安全組織表が掲載され、担当者とその職務が明確になっている。 (統括安全衛生責任者・元方安全衛生管理者・店舗安全衛生管理者) <p><input type="checkbox"/> 安全管理に関する技術開発や創意工夫を取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 独自性がある。(現場条件に適した独自の安全管理を実施している) ・ 低コストで、他の工事等への汎用が可能である。 <p><input type="checkbox"/> 安全協議会活動に積極的に取り組むなど、リーダーシップを發揮している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協議会の幹事等の役員として、月一回以上積極的に活動している。 ・ その都度の開催の目的意識が明確化されている。 <p><input type="checkbox"/> 安全職場実現への取組が地域全体から評価されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 誘導員の適切な交通誘導や、案内対応が良い。 ・ 地域住民等から安全に関する苦情・トラブルがない。 <p><input type="checkbox"/> 「施工プロセス」チェックのうち、安全対策について指摘事項がない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。 <p><input type="checkbox"/> その他</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全対策に不備があり、監督員と協議の上で、改善指示の文書を出した場合 <p>上記該当であれば…d</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全対策の改善指示に対して改善がなされず、安全対策の不備の内容が悪質と判断される場合 <p>上記該当であれば…e</p>
					<p>* 安全管理が適切でなく、事故を発生させた場合は、「a」評価としないこと。(事故が発生した場合の安全管理の適否については、検査員が判断するので、評査者はその判断を確認する。)</p> <p>●判断基準</p> <p>評価項目の該当5項目以上…… a</p> <p>評価項目の該当3項目以上…… b</p> <p>その他…………… c</p>	
					該当項目数	評価
					0	

別紙-2② (工事特性… I 施工条件等への対応)

[入力方法]該当する項目「・」の「○、×」を選択する。該当しない場合は「_」を選択する。

(担当係長等)

考査項目	細別	工事特性キーワード一覧	事例項目(具体的な施工条件等への対応事例)
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	<p>○構造物の特殊性への対応</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な工事</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事</p> <p><input type="checkbox"/> 3. その他</p> <p>※上記の対応事項に1つ以上■が付けば4点の加点とする。</p> <p>(理由等)</p>	<p>(□1. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 切土の土工量: 10万m³以上 護岸・築堤の平均高さ: 5m以上 樋門又は樋管の内空断面積: 7.5m²以上 堰又は水門の最大径間長: 12.5m以上 堰又は水門の扉体面積: 25m²/門以上 トンネル(NATM)の内空平均面積: 50m²以上 海岸堤防、護岸、突堤又は離岸堤の水深: 5m以上 浚渫工の浚渫土量: 50万m³以上 橋梁下部工の高さ: 15m以上 <p>(□2. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。 供用中の道路トンネルの活線拡幅工事。 <p>(□3. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事。 その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。 地山強度が低い又は土被りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事。 <p>評点 0 点</p>
	○都市部等の作業環境、社会条件等への対応	<p><input type="checkbox"/> 4. 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事</p> <p><input type="checkbox"/> 5. 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事</p> <p><input type="checkbox"/> 6. 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事</p> <p><input type="checkbox"/> 7. 現道上での交通規制に大きく影響する工事</p> <p><input type="checkbox"/> 8. 事故や災害発生直後等、緊急的な対応が特に必要な工事</p> <p><input type="checkbox"/> 9. 施工箇所が広範囲にわたる工事</p> <p><input type="checkbox"/> 10. その他</p> <p>※上記の対応事項に1つ以上■が付けば6点の加点とする。</p> <p>(理由等)</p>	<p>(□4. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。 <p>(□5. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。 そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。 <p>(□6. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街地での夜間工事。 DID地区での工事。 <p>(□7. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。 <p>(□8. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事故や災害発生直後等、緊急的な対応が特に必要な工事で、24時間対応の施工等により早期の対策が求められる工事。 <p>(□9. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 作業現場が広範囲に分布している工事。 <p>(□10. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。 <p>評点 0 点</p>

	<p>○厳しい自然・地盤条件への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 11.特殊な地盤条件への対応が必要な工事 <input type="checkbox"/> 12.雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 <input type="checkbox"/> 13.急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 <input type="checkbox"/> 14.動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 <input type="checkbox"/> 15.維持修繕工事等で地元調整等の手間のかかる工事 <input type="checkbox"/> 16.その他 <p>※上記の対応事項に1つ以上■が付けば4点の加点とする。</p> <p>(理由等)</p>	<p>(□11.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 ・ 支持地盤の形状が複雑なため、深基礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・ 集水井工事において、地形条件や地層状況、水理地質等が施工に厳しく、ボーリング・ヒーピング、井壁の崩落などが発生した工事。 ・ 施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事。 <p>(□12.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・ 潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。 <p>(□13.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事。(法面工は除く) ・ 斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・ 土石流危険渓流に指定された区域内における工事。 ・ 被災箇所における二次災害の危険に対する注意が必要とされる工事。 <p>(□14.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事。 <p>(□15.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地元説明会を複数回開催したり個別に住民の意向確認をするなど、工事規模に比して手間のかかる工事。 <p>(□16.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・ その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事。 ・ その他、酸素欠乏危険作業への対応が必要であった工事。 ・ その他
	<p>○長期工事における安全確保への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 17.12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事(全面一時中止期間は除く) <input type="checkbox"/> 18.その他 <p>※上記の対応事項に1つ以上■が付けば6点の加点とする。</p> <p>(理由等)</p>	<p>評点</p> <p>0 点</p>
	<p>●評価方法</p> <p>①工事特性は、最大20点の加点評価とする。</p> <p>②監督員が評価する「5.創意工夫」との二重評価は行わない。</p> <p>③評価にあたっては、監督員の意見も参考にする。</p>	<p>評点</p> <p>0 点</p>
		<p>評点計</p> <p>0 点</p>

別紙-2 ③（社会性等… I 地域への貢献等）

[入力方法]該当する項目「・」の「○、×」を選択する。該当しない場合は「_」を選択する。

(担当係長等)

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c
		貢献が非常に優れている	bより貢献が優れている	貢献がやや優れている	cより貢献が優れている	他の項目に該当しない場合
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 1. 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 主体的に取り組んだ。 ・ 地域の活動に積極的に取り組んだ。 <input type="checkbox"/> 2. 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 主体的に取り組んだ。 ・ 地域の活動に積極的に取り組んだ。 <input type="checkbox"/> 3. 定期的に広報誌や現場見学会等を実施する等、地域とのコミュニケーションを図った。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 主体的に取り組んだ。 ・ 地域と合同で取り組んだ。 <input type="checkbox"/> 4. 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 主体的に取り組んだ。 ・ 地域と合同で取り組んだ。 <input type="checkbox"/> 5. 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 主体的に取り組んだ。 ・ 地域と合同で取り組んだ。 <input type="checkbox"/> 6. 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 主体的に取り組んだ。 ・ 地域と合同で取り組んだ。 <input type="checkbox"/> 7. その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現場の交通体制を地域住民に周知していた。 ・ 通学路に指定されている場合には、学校にも協力依頼がなされていた。 ・ 休止中、及び中止期間中の対応が適切だった。(現場代理人が定期的に監視していた。) ・ リサイクル材料を使用した建設資材を使用し、循環型社会の形成に努めた。 ・ その他 <input type="checkbox"/> 8. 「週休2日取得モデル工事」の達成。(本項目は2項目分で計算する) <ul style="list-style-type: none"> ・ 「週休2日取得モデル工事」を実施し、工事現場が週休2日(4週8休相当)を達成。 				
<p>●評価方法</p> <p>①提出された「別紙-6①工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況」、「別紙-6②工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)」により主体性、具体性等を評価することから、提出がない場合は「c」評価とする。</p> <p>②週休2日取得モデル工事を実施した場合でも最大は「a」とする。</p>						
					該当項目数	評価
					0	c

別紙－2 ④（法令遵守等、総合評価技術提案）

[入力方法]該当する措置内容の項目「□」の「☑」を選択する。該当しない場合は「_」を選択する。

(担当係長等)

考查項目	法令遵守等の該当項目一覧表																			
7. 法令 遵守等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>措置内容</th> <th>措置点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1. 指名停止3ヶ月以上</td> <td>— 20 点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td> <td>— 15 点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td> <td>— 13 点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満</td> <td>— 10 点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 5. 文書注意相当(文書警告・文書注意)</td> <td>— 8 点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 6. 口頭注意相当</td> <td>— 5 点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 7. 安全管理が適切でなく事故が発生したが、口頭注意以上の処分はなかった。</td> <td>— 3 点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 8. その他(理由:)</td> <td>— 点</td> </tr> </tbody> </table> <p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 入札前に提出した調査資料等が虚実であった事実が判明した。 2 承諾なしに権利義務等を第三者に譲渡又は承継を行った。 3 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。 4 当該工事関係者が贈収賄により逮捕又は公訴された。 5 建設業法に違反する事実が判明した。(例:一括下請け、技術者の専任違反等) 6 使用人等に関する労働基準法及び入国管理法に違反する事実が判明し、送検等された。 7 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日内に行っていない。あるいは不当に下請代金を減じている。あるいはそれに類する行為がある。 8 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。 9 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業子弟、暴力団関係者がいることが判明した。 10 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の購入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 11 施工体制台帳、施行体系図が不備で、監督員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。 12 安全管理が適切でなく、死傷者を生じさせた事故、又は重大な損害を与えた公衆災害を起こした。(事故が発生した場合の安全管理の適否については、検査員が判断する。) 13 ICT活用工事「発注者指定型」において、受注者の責によりICT施工が実施されなかった。 14 明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった。 	措置内容	措置点数	<input type="checkbox"/> 1. 指名停止3ヶ月以上	— 20 点	<input type="checkbox"/> 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	— 15 点	<input type="checkbox"/> 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	— 13 点	<input type="checkbox"/> 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	— 10 点	<input type="checkbox"/> 5. 文書注意相当(文書警告・文書注意)	— 8 点	<input type="checkbox"/> 6. 口頭注意相当	— 5 点	<input type="checkbox"/> 7. 安全管理が適切でなく事故が発生したが、口頭注意以上の処分はなかった。	— 3 点	<input type="checkbox"/> 8. その他(理由:)	— 点	評点
措置内容	措置点数																			
<input type="checkbox"/> 1. 指名停止3ヶ月以上	— 20 点																			
<input type="checkbox"/> 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	— 15 点																			
<input type="checkbox"/> 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	— 13 点																			
<input type="checkbox"/> 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	— 10 点																			
<input type="checkbox"/> 5. 文書注意相当(文書警告・文書注意)	— 8 点																			
<input type="checkbox"/> 6. 口頭注意相当	— 5 点																			
<input type="checkbox"/> 7. 安全管理が適切でなく事故が発生したが、口頭注意以上の処分はなかった。	— 3 点																			
<input type="checkbox"/> 8. その他(理由:)	— 点																			
8. 総合評価 技術提案	<p><input type="checkbox"/> 技術提案の履行が確認できない場合は、不履行を選択し、工事成績評定点の減点を行う。</p>	評点																		

工事成績採点の考查項目別運用表(土木)

(検査員)

[入力方法]該当する項目「・」の「○、×」を選択する。該当しない場合は「_」を選択する。

考查項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理 その1	施工管理が優れている	施工管理がやや優れている	他の事項に該当しない場合	施工管理がやや不備である	施工管理が不備である
		<p>●評価対象項目</p> <p><input type="checkbox"/> 建設工事請負基準約款第19条第1項(1)から(5)に基づく施工前の設計図書の照査、工事測量等を行っていることが確認できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土木工事共通仕様書第1編共通編第1章総則に記された施工前に行う設計図書の照査等が実施されている。また、設計図書の照査等の結果をその不都合に関わらず、書面でを行い、該当する事実の有無を監督員に報告している。また、事実がある場合は、資料を提出し確認を求める。(文書で整理されている。) ・ 土木工事共通仕様書第1編共通編第1章総則に記された工事着手後速やかに測量を実施し、されている。また、設計図書の工事測量その結果をその不都合に関わらず、書面で監督員に提出し確認を求める。(文書で整理されている。)(工事測量が不要な場合は本チェック項目を削除する。) ・ 架空線等上空施設、地下埋設物件等の現地調査を行い、その結果を監督員に報告している。 ・ ICT活用の照査が実施され、その結果を特記仕様書に基づき書面で監督員に提出し確認を求める。協議又は報告している。(この項目が×の場合は、他項目の評価に関わらず本評価対象項目が×となる。ICT活用試行対象工事以外は本チェック項目を削除する。) <p><input type="checkbox"/> 施工計画書が工事着手前に提出され、その記載内容と現場施工方法が一致して設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施工計画書に所定の項目が記載され、契約後概ね1か月以内工事着手前又は施工方法が確定した時期に提出されている。または1ヶ月以内に提出しない(できない)理由を書面にて監督員と協議(あるいは報告)しその後現地着手前にすみやかに提出している。 ・ 設計図書の条件明示を確実に反映した施工計画書になっている。 ・ 施工計画書が現場状況(地形、地質、周辺環境、交通量等)を反映した具体的な内容となっている。 ・ 安全対策が具体的・的確に記載され、実施されている。 ・ 施工計画書に変更が生じた場合、当該工事の着手前に変更施工計画書が監督員に提出されている。 <p><input type="checkbox"/> 現場代理人、作業主任者等の作業分担と責任の範囲が書面で確認できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ KY日誌で現場代理人の常駐状況が確認できるとともに、朝礼時において作業体制を的確に把握できる。 ・ 施工計画書の現場組織表で、現場責任者が明記されている。 ・ 施工計画書の安全管理組織表で、下請けも含め安全衛生責任者、作業主任者等が明記されている。 <p><input type="checkbox"/> 下請に関する手続き等が適切に行われ、施工されていることが確認できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施工体制台帳及び施工体系図が作成され、工事現場に備えるとともに、その写しが監督員に提出されている。 ・ 施工体制台帳の記載事項は適正に記入されており、添付が必要な書類も全て提出されている。 ・ 施工体系図はが、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示されている。 ・ 下請負人が再下請を行う場合に再下請通知書を元請負人に提出する旨の掲示を行っている。 ・ 施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合、その都度、監督員に提出されている。 ・ 下請負人に対する引き取り(完成)検査を実施していることが確認できる。(すべての1次下請け) ・ 下請負人に対する当初契約・変更契約が適切になされていることが確認できる。 <p><input type="checkbox"/> 立会確認の手続きが事前になされていることが確認できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 立会確認が適切に実施されたことが書面で確認できる。 ・ 段階確認について、土木工事監督技術基準により、事前に段階確認願(種別、細別、施工予定期限等)が書面で監督員に提出されている。 ・ 段階確認が適切に実施され、工程表と整合する。 ・ 中間検査が適切に実施され、工程表と整合する。 	<p><input type="checkbox"/> 設計図書と適合しない箇所があり、文書により手直し指示を行った。</p> <p><input type="checkbox"/> 契約図書に基づき施工上の義務につき、検査員より指示を行った。</p>	<p>上記1項目該当事項があれば… d</p> <p>2項目以上該当すれば…… e</p>		

[入力方法]該当する項目「・」の「○、×」を選択する。該当しない場合は「_」を選択する。

(検査員)

2. 施工状況	I. 施工管理 その2	<p>●評価対象項目</p> <p><input type="checkbox"/> 品質確保のための対策など施工に関する独自の工夫がみられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 材料(質)のチェック、材料の保管、事前の対応、品質を保つための現場条件、品質を保つための方策の徹底、事後の対応、出来形に評価される品質の各々の時点における工夫が書面で確認できる。(「別紙6-1,6-2 工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況」の提出が必要。) </p> <p><input type="checkbox"/> 工事の関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ コリング登録が適正に行われている。電子納品媒体の内容が問題なく作成されていることを確認し、その結果を「電子納品に係わるチェックシート」の「納品時チェック」欄に記録している。 ・ 工事記録等(提示資料は現場で使用したものそのままを提示すれば良いことから対象外)が目的別にインデックス等で分かりやすく整備されて、その整備資料全体がわかるように、提出が必要な工事書類が、総括表でまとまっている。により電子納品・紙納品に区分され、不足なく提出されている。 ・ 工事書類簡素化の趣旨に則り、必要とされる書類が簡潔にまとめられている。(提示書類と提出書類がきちんと区別整理され、工事書類作成マニュアル記載資料以外の提出がない。) ・ 法的な手続き等が必要なものに提出の漏れない。(休日・祝日作業、道路使用、港湾区域の使用、労働基準監督署、海上保安本部への提出書類などの整備資料でチェックする。) ・ キャリブレーションの必要な機器は、その成績結果表が添付されている。 ・ 計算式等で算出根拠を説明するものがある場合、図表等を利用しわかりやすく整理されている。(例:薬注の注入量(該当がない場合は、項目削除する。)) ・ 写真帳の撮影箇所に略図等が添付され、把握しやすく見やすく整理されている。(電子納品の場合は、写真帳の添付図または写真内の黒板等の略図、及び写真情報の記載により、該当位置・部分及び状況が明確に確認出来ること。) ・ 説明のスムーズさから資料の整理、把握の良さがうかがえる。 </p> <p><input type="checkbox"/> 建設廃棄物及びリサイクル建設副産物の再利用等への取り組みが適切になされている。 <ul style="list-style-type: none"> ・ マニフェストが整理され、所要の数量と整合する。 ・ 施工計画書に再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画書が施工計画書に当初から添付され、また工事現場に掲示されている。 ・ 再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画書(実施書)が添付されており、数量が確認できる。 ・ 建設副産物の最終処分地又は中間処理地搬出先(中間処理施設、最終処分場等)が当初から計画されている。 ・ 土砂の搬入・搬出時の手続きが適正に行われている。 ・ 再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書が提出されており、数量が確認できる。 ・ 産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)または電子マニフェストが整理され、所要の数量と整合する。 ・ 産業廃棄物の処分について、委託が收集運搬業許可及び処分業許可を受けた会社と契約処理を委託する場合、委託契約書の写しが提出されている。 ・ 速やかに「再資源化等完了報告書」が提出されている。 </p> <p><input type="checkbox"/> 建退共の証紙建設業退職金共済制度が適切に配布され管理運用されている。(中小企業退職金共済制度加入者は、これに読み替える。) <ul style="list-style-type: none"> ・ 建退共制度等建設業退職金共済制度に加入している。 ・ 建設業退職者共済証紙購入状況報告書掛金収納書を工事完成時工事請負契約締結後原則1ヶ月以内(電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内)に提出している。 ・ 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」であることが表示されを現場に掲示している。 ・ 掛金充当実績総括表が作成され、制度の履行状況が適切に整理されている。 </p> <p><input type="checkbox"/> 社内の管理基準等が作成され管理している。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理基準がない工種について、独自の管理基準を設定し管理していることが確認できる。 ・ 社内管理基準(目標)を設定するとともに、その運用方法(目標をオーバーした場合の検討体制や検討プロセス等の具体的な対処方法などを)を定め、管理されている。 ・ その管理基準により、社内検査(書類検査)が完了していることが書面で確認できる。 ・ その管理基準により、社内検査(現場検査)が完了していることが書面で確認できる。 </p>

別紙-3①（施工状況… I. 施工管理）

[入力方法]該当する項目「・」の「○、×」を選択する。該当しない場合は「_」を選択する。

(検査員)

2. 施工状況	I. 施工管理 その3	<p>●評価対象項目</p> <p><input type="checkbox"/> 品質証明体制が確立され、品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。(3億円以上の工事及び所属長等が必要と認める工事)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 品質証明員届が提出されている。 ・ 品質証明員の資格は10年以上の現場経験を有し、一級土木施工管理技士又は技術士であるの資格を有している。 ・ 品質証明員の現場経験が10年以上である。 ・ 適切な時期に現場の施工実態の確認を実施している。 ・ 檢査前に工事関係書類等の事前確認を実施している。 ・ 品質証明書の書式が指定されたものである。 <p><input type="checkbox"/> 工事材料の品質を確保していることが確認できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事に使用する材料名、規格、数量、製造業者名、品質証明等が、施工計画書の「主要資材」に適切に記載されている。 ・ 工事材料の品質保証等品質を証明する資料が適切に整理整備、保管されている。 ・ JISマーク表示品については、JISマーク表示状態が確認できる。 ・ 工事材料のを品質に影響が無いよう保管している。 ・ 指定材料について材料確認願いが事前に、監督員の確認を受け、材料確認書が提出されている。 <p><input type="checkbox"/> その他()</p>	
		<p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上…………… a</p> <p>評価値が80%以上～90%未満…………… b</p> <p>評価値が60%以上～80%未満…………… c</p> <p>評価値が60%未満…………… d</p> <p>※評価対象数が2項目以下の場合は「c」評価とする。</p>	<p>●評価方法</p> <p>①チェック項目「・」のうち、該当項目は「○」、該当なしは「×」、評価の対象としない項目は「_」を選択する。</p> <p>②評価対象項目「□」のうち、該当項目は「■」、該当なしは「×」、評価の対象としないものは「_」とする。</p> <p>③評価対象項目の下欄のチェック項目「・」が複数の場合、チェック項目数の2/3以上あれば、□を■に変更する。⇒(該当していることを明示)</p> <p>④評価値 () % = 評価対象項目数() / 評価対象項目数()</p> <table border="1" style="float: right; margin-top: -20px;"> <tr> <td style="width: 10%;">評価</td> <td style="width: 10%; background-color: #90EE90;"></td> </tr> </table>
評価			

別紙-3②（出来形及び出来ばえ・I.出来形）

[入力方法]該当する項目「・」の「○、×」を選択する。該当しない場合は「_」を選択する。

(検査員)

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e		
3.出来形及び出来ばえ サンプル数が10個以上の場合	I.出来形	<ul style="list-style-type: none"> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのバラツキが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の4項目以上が該当する。 <p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 出来形管理図及び出来形管理表に創意工夫がある。 <ul style="list-style-type: none"> 測定表に出来形寸法を測定した箇所の略図等が掲載されている。 管理表による傾向、課題等が一目で判断できる。 出来形測定において不可視部分が写真での確に判断できる。 <ul style="list-style-type: none"> 不可視部分の出来形寸法が確認できる写真が撮影されている。(監督員等が臨場した箇所を除く) 完成写真等に、不可視部分の参考写真が添付されている。(竣工写真では工事内容が分かりにくい場合、不可視部分の参考写真が添付されている。例:海岸(潜堤)工事、基礎工事。該当がない場合は削除) 社内の管理基準等が作成され管理している。 <ul style="list-style-type: none"> 市の管理基準のない工種について、独自の管理基準を設定し管理していることが確認できる。 社内管理基準(目標)を設定するとともに、その運用方法(目標をオーバーした場合の検討体制や検討プロセス等の具体的な対処方法など)を定め、管理されている。 その管理基準により、社内検査(書類検査)が完了していることが書面で確認できる。 その管理基準により、社内検査(現場検査)が完了していることが書面で確認できる。 写真撮影要領管理基準の撮影管理項目、時期、頻度を満足している。 <ul style="list-style-type: none"> 市の写真管理基準がない工種は、社内管理の撮影工種、項目、頻度、箇所などについて当該工事に即して施工計画書に具体的な記述が補足されている。 写真管理基準の撮影頻度(時期)に基づき、撮影していることが確認できる。 工事写真帳はが、写真管理基準(電子協議・電子納品運用ガイドライン(案)【工事編】)の分類に基づき作成整理され、電子媒体へ格納されている。 工事履行届に添付する「着手前・完成」写真に起終点の表示が写真上で明示され、着手前と完成時が比較できる。 その他() <p>バラツキが概ね()%以内で 評価対象項目の()項目以上が該当 ばらつき</p> <p>●評価方法</p> <ol style="list-style-type: none"> チェック項目「・」のうち、該当項目は「○」、該当なしは「×」、評価の対象としない項目は「_」を選択する。 評価対象項目「□」のうち、該当項目は「■」、該当なしは「×」、評価の対象としないものは「_」とする。 評価対象項目の下欄のチェック項目「・」が複数の場合、チェック項目数の2/3以上あれば、□を■評価に変更する。⇒(該当していることを明示) 	<ul style="list-style-type: none"> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われおり、測定値が規格値を満足し、そのバラツキが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の3項目以上が該当する。 	<ul style="list-style-type: none"> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われおり、測定値が規格値を満足し、そのバラツキが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の2項目以上が該当する。 	<ul style="list-style-type: none"> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われおり、測定値が規格値を満足し、a～b'に該当しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 出来形が測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあり、ばらつきが大きい。 測量機器の検定証明書は提出不要であるが、認定期間切れの測量機器を使用した工事等、著しく出来形管理に問題があると認められる工事は「d」評価とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 出来形の測定方法または測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 	<ul style="list-style-type: none"> 出来形の測定方法または測定値が不適切であったため、検査職員が文書で補修(手直し)指示を行った。 	上記に該当があれば・ d	上記に該当があれば・ e

別紙-3②（出来形及び出来ばえ… I. 出来形）

[入力方法]該当する項目「・」の「○、×」を選択する。該当しない場合は「_」を選択する。

(検査員)

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ	I.出来形 サンプル数が3個以上、10個未満の場合			<ul style="list-style-type: none"> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのバラツキばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の3項目以上が該当する。 	<ul style="list-style-type: none"> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのバラツキばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の2項目以上が該当する。 	<ul style="list-style-type: none"> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、b～b'に該当しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 出来形が測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあり、ばらつきが大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> 測量機器の検定証明書は提出不要であるが、認定期間切れの測量機器を使用した工事等、著しく出来形管理に問題があると認められる工事は「d」評価とする。
	<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 出来形管理図及び出来形管理表に創意工夫がある。 <ul style="list-style-type: none"> 測定表に出来形寸法を測定した箇所の略図等が掲載されている。 管理表による傾向、課題等が一目で判断できる。 <input type="checkbox"/> 出来形測定において不可視部分が写真で的確に判断できる。 <ul style="list-style-type: none"> 不可視部分の出来形寸法が確認できる写真が撮影されている。(監督員等が臨場した箇所を除く) 完成写真等に、不可視部分の参考写真が添付されている。(竣工写真では工事内容が分かりにくい場合、不可視部分の参考写真が添付されている。例:海岸(潜堤)工事、基礎工事。該当がない場合は削除) <input type="checkbox"/> 社内の管理基準等が作成され管理している。 <ul style="list-style-type: none"> 市の管理基準のない工種について、独自の管理基準を設定し管理していることが確認できる。 社内管理基準(目標)を設定するとともに、その運用方法(目標をオーバーした場合の検討体制や検討プロセス等の具体的な対処方法など)を定め、管理されている。 その管理基準により、社内検査(書類検査)が完了していることが書面で確認できる。 その管理基準により、社内検査(現場検査)が完了していることが書面で確認できる。 <input type="checkbox"/> 写真撮影要領管理基準の撮影管理項目、時期、頻度を満足している。 <ul style="list-style-type: none"> 市の写真管理基準がない工種は、社内管理の撮影工種、項目、頻度、箇所などについて当該工事に即して施工計画書に具体的な記述が補足されている。 写真管理基準の撮影頻度(時期)に基づき、撮影していることが確認できる。 工事写真帳はが、写真管理基準(電子協議・電子納品運用ガイドライン(案)【工事編】)の分類に基づき作成整理され、電子媒体へ格納されている。 工事履行届に添付する「着手前・完成」写真に起終点の表示が写真上で明示され、着手前と完成時が比較できる。 <input type="checkbox"/> その他() <p>バラツキが全て()%以内で 評価対象項目の()項目以上が該当 ばらつき</p> <p>●評価方法</p> <p>①チェック項目「・」のうち、該当項目は「○」、該当なしは「×」、評価の対象としない項目は「_」を選択する。 ②評価対象項目「□」のうち、該当項目は「■」、該当なしは「×」、評価の対象としないものは「_」とする。 ③評価対象項目の下欄のチェック項目「・」が複数の場合、チェック項目数の2/3以上あれば、□を■に変更する。⇒(該当していることを明示)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 出来形の測定方法または測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 	<ul style="list-style-type: none"> 出来形の測定方法または測定値が不適切であったため、検査職員が文書で補修(手直し)指示を行った。 					

「II. 品質」一覧表

[\(26\) 以降はH25.4.1追加分](#)

番号	項目	細項目	番号	項目	細項目	番号	項目	細項目
別紙-3<1>	コンクリート構造物工事	【共通・無筋】【鉄筋】に分類、 二次製品構造物を別項目	別紙-3<11>	地盤改良工事	【共通】【薬液注入工】【高圧噴射攪拌工】に分類	別紙-3<22>	下水道工事	【共通】【開削工】【推進工】 【シールド】
別紙-3<2>	コンクリート二次製品構造物工事	【共通】【擁壁類(補強擁壁は除く)】【用排水施設】【管水路工事】に分類	別紙-3<12>	コンクリート橋工事 (PC及びRCを対象)	【共通】【製作関係】【架設関係】に分類	別紙-3<23>	砂防工事(本体:ダブルウォール前堤・側壁:コンクリート構造物)	【共通】【砂防構造工事に適用】【ダブルウォール工】
別紙-3<3>	土工事	【共通】【切土・掘削】【盛土・築堤等】【補強盛土】に分類	別紙-3<13>	塗装工事		別紙-3<24>	下水道工事 【管渠補修工事】	【SPR工法】【3Sセグメント工法】 【ダンビーア工法】
別紙-3<4>	護岸・植固・水制工事	【共通】【護岸】【かごマット工】【根固・水制】に分類	別紙-3<14>	トンネル工事	【共通・無筋】【掘削】【支保工】 【覆工】に分類	別紙-3<25>	下水道工事 【反応タンク覆蓋設置工事】	
別紙-3<5>	鋼橋工事	【工場製作関係】【架設関係】に分類	別紙-3<15>	公園・植栽工事	【共通】【舗装・表層工】【植栽工】【付帯設備工】に分類	別紙-3<26>	下水道工事 【可とうジョイント設置工事】	
別紙-3<6>	砂防構造物及び地すべり防止工事	【共通】【砂防構造物工事に適用】【根留め工】【集水井工】 【抑止杭工】【承水路工・排水路工】【水抜きボーリング工】 【落石・雪崩防止工】に分類	別紙-3<16>	防護柵(網)・標識・区画線等設置工事	【共通】【防護柵】【視線誘導標・道路標識】【区画線】【照明灯】に分類	別紙-3<27>	下水道工事 【マンホール更生工事】	【MLR工法】
別紙-3<7>	舗装工事	【路床・路盤工関係】【アスファルト舗装関係】【コンクリート舗装関係】【橋面舗装】に分類	別紙-3<17>	維持修繕工事	【(防雪)柵修繕工事】【舗装道維持修繕工事】【道路維持修繕工事】【河床整形工事】に分類	別紙-3<28>	下水道工事 【マンホール・管口の耐震化工法】	【共通】【管口耐震化(マグマロック工法)】【マンホール浮上抑制(セフティパイプ工法)】【マンホール浮上抑制(ハッティング工法)】
別紙-3<8>	海岸工事	【共通】【護岸工・消波工・離岸堤】【突堤工】【上部工】【中詰・被覆工など基礎工】と仕分け	別紙-3<18>	港湾築造工事	【共通】【浚渫・床掘関係】【地盤改良関係】【マット・捨て石及び均し関係】【本体:杭及び矢板、控工関係】【本体:ケーン関係、ブロック関係】【防波堤工事】【上部工】【中詰・被覆工などの基礎工】に分類	別紙-3<29>	水管橋工事 【伸縮可とう管工事】	【工場製作関係】【架設関係】
別紙-3<9>	法面工事	【共通】【種子吹付工、客土吹付工、厚層基材吹付工関係】 【コンクリート又はモルタル吹付工関係】【現場打法枠工関係】【アンカー工】に分類	別紙-3<19>	道路工事	【共通】【路床・路盤工・路床安定処理】	別紙-3<31>	コンクリート構造物補修工事【断面修復工事】	【共通】【断面修復】【表面処理工】
別紙-3<10>	基礎工事	【共通】【深礎工】【既製杭関係(コンクリート・钢管・钢管井筒等)】【場所打ち杭関係】【ケーン】に分類、サンドマットは土工【盛土・築堤】に、【地盤改良】は別項目	別紙-3<20>	歩道工事	【共通】【路盤・舗装工】【付属構造物等】	別紙-3<32>	コンクリート構造物補修工事【炭素繊維補強工法】	
			別紙-3<21>	消雪工事	【削井工・取水施設工】【散水工】	別紙-3<33>	コンクリート構造物工事 【エポキシ樹脂鉄筋使用高流动コンクリート】	【共通】【鉄筋】 (次ページへつづく)

番号	項目	細項目	番号	項目	細項目	番号	項目	細項目
別紙-3(34) (橋面防水は出来ばえ無し)	橋梁補修工事	【伸縮装置補修工事】【落橋防止装置・工場製作】【落橋防止装置・設置工】【外ケーブル工法・工場製作】【外ケーブル工法・架設工】【橋面防水】に分類【断面修復】は別項目	別紙-3(46)	スノーシェット工事 [二次製品]	【製作関係】【架設関係】【コンクリート構造物】【鉄筋】			
別紙-3(35)	鋼管防蝕工事 [ヘトロタムライニング工法・TP工法]		別紙-3(47)	地盤改良工 [スラリー攪拌工]				
別紙-3(36)	旧橋撤去工		別紙-3(48)	土工事 [改良盛土]	【混合処理工法】【ESR工法】			
別紙-3(37)	海岸工事 [緩傾斜護岸工]	【共通】【階段式護岸(緩傾斜ブロック)】【中詰石・被覆石】	別紙-3(49)	ダム工事 [重力式コンクリートダム]	【共通】【基礎掘削】【ダムコンクリート】【基礎処理】【取水・放流設備】			
別紙-3(38)	海岸工事 [潜堤・人工リーフ]	【共通】【潜堤・人工リーフ】【帆布、捨石及び均し】	別紙-3(50)	トンネル工 [ナトム工法]				
別紙-3(39)	港湾工事[岸壁工]	【共通】【鉄筋関係】【鋼管杭及び矢板、控工】	別紙-3(51)	グラウチング工				
別紙-3(40)	海岸工事[養浜工]		別紙-3(52)	発泡ウレタン工事				
別紙-3(41)	港湾・海岸工事 [浚渫工] [埋め立て工]	【浚渫】【土工事】【浚渫土改良】	別紙-3(53)	機械設備工事				
別紙-3(42)	漁礁工 [コンクリート及び鋼製部材]	【共通】【漁礁製作(コンクリート材)】【漁礁製作(鋼製材)】【漁礁沈設】	別紙-3(54)	維持修繕工事 [側溝修繕] (ネプラス工法)	【ネプラス工法】【アスファルト舗装】			
別紙-3(43)	砂防工 [鋼製枠・スリット堰堤]	【共通】【鋼製枠堰堤】【スリット堰堤】	別紙-3(55)	電線共同溝工事				
別紙-3(44)	ポケット式落石防護網工事		別紙-3(56)	ゴムチップ舗装工事				
別紙-3(45)	雪崩防止柵工事 [フェンスタイプ] [アンカーワーク]		別紙-3(57)	電気設備工事				
			別紙-3(58)	下水道工事 [管更生](自立管の反転・形成工法)(複合管のSPR・3Sセグメント・ダンバー以外の工法)	【共通】【複合管のSPR・3Sセグメント・ダンバー以外の工法】 【熱硬化タイプ】 【光硬化タイプ】 【熱形成タイプ】			
			別紙-3(59)	その他				

「III. 出来ばえ」一覧表

《5》以降はH25.4.1追加分

番号	項目	番号	項目	番号	項目
別紙-3《1》	コンクリート構造物工事・砂防構造物工事・海岸工事・トンネル工事	別紙-3《4》	港湾築造工事(浚渫・海岸築造工事を含む)	別紙-3《7》	コンクリート構造物工事[エポキシ樹脂鉄筋使用]
	コンクリート二次製品構造物工事(管水路工事も含む)		道路工事・歩道工事		海岸工事[緩傾斜護岸]
	土工事(盛土・築堤工事等)		消雪工事		海岸工事[潜水・人工リーフ]
	補強盛土工事		下水道工事		港湾工事[岸壁工]
	切土工事		維持修繕工事(河川の河床整形等)		海岸工事[養浜工]
	護岸・根固・水制工事	別紙-3《5》	下水道工事[管渠補修工事](SPR工法)(3Sセグメント工法)(ダンビー工法)	別紙-3《8》	漁礁工事[コンクリート及び鋼製部材]
別紙-3《2》	鋼橋工事		下水道工事[反応タンク覆蓋設置工事]		砂防構造物工事[鋼製枠堰堤工]
	砂防工事(かご工事・集水井戸工事・抑止杭工事・排水路工事・水抜きボーリング工事等)		下水道工事[可とうジョイント設置工事]		ポケット式落石防護網工事
	舗装工事(橋面舗装も含む)		下水道工事[マンホール更生工事](MLR工法)		雪崩防止柵工事[フェンスタイプ]
	法面工事(アンカー工を含む)		下水道工事[マンホール・管口の耐震化工法]		スノーシェッド工事[二次製品]
	基礎工事(地盤改良等を含む)		コンクリート構造物工事[下水道防食工事]		ダム工事[重力式コンクリートダム]
	コンクリート橋工事	別紙-3《6》	水管橋工事[架設・床版]	別紙-3《9》	トンネル工(ナトムNATM工法)
別紙-3《3》	塗装工事(工場塗装を除く)		橋梁補修工事[伸縮装置補修工事]		グラウチング工
	公園・植栽工事		橋梁補修工事[落橋防止装置設置工事]		発泡ウレタン工事
	砂防工事(落石・雪崩柵(網))・防護柵(網)工事・維持修繕工事(柵修繕)		橋梁補修工事(外ケーブル工法)		機械設備工事
	標識工事(視線誘導標・照明灯も含む)		鋼管防蝕工事(ペトロタムライニング工法・TP工法)		維持修繕工事[側溝修繕](ネプラス工法)
	区画線工事		コンクリート構造物補強工事(炭素繊維補強工法)		電線共同溝工事
	維持修繕工事(道路維持工事・舗装修繕工事等)	別紙-3《7》	コンクリート構造物補修工事[断面修復]	(次ページへつづく)	

番号	項目
別紙－3《10》	ゴムチップ舗装工事
	電気設備工事 ※
	下水道工事[管更生](自立管の反転・形成工法) (複合管のSPR・3Sセグメント・ダンピ-以外の工法) ※
	上記以外の工事又は合併工事

※ 表示の項目はR5.4.1追加分【市独自様式】